

川崎市公告第1200号

災害危険区域の指定

川崎市建築基準条例（昭和 35 年川崎市条例第 20 号）第 3 条の規定に基づく災害危険区域の指定を次のとおり指定します。

なお、関係図書は川崎市まちづくり局指導部建築管理課に備えて縦覧に供します。

令和 8 年 9 月 1 日

川崎市長 福田 紀彦

番号	指 定 年 月 日	指 定 区 域 名 称	適 用
147	令和 8 年 9 月 1 日	初山 1 丁目 C 地区災害危険区域	宮前区初山 1 丁目 395 番ほか 別図省略
148	令和 8 年 9 月 1 日	東生田 3 丁目 B 地区災害危険区域	多摩区東生田三丁目 9,382 番 乙ほか 別図省略
149	令和 8 年 9 月 1 日	初山 1 丁目 B 地区災害危険区域	宮前区初山 1 丁目 234 番 1 ほ か 別図省略